

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 非上場株式の類似業種比準価額の計算式

Q : 非上場株式の評価方法が見直されたようですが、そのうち、類似業種比準価額の計算式の見直しについて教えてください。

A : 配当・利益・純資産の各比準要素について、利益への比重を他の要素に比べ3倍にするなどの見直しが行われています。

【解説】

財産評価基本通達の改正が行われ、非上場株式の評価方法が見直されましたが、その中で最も注目されるのは、類似業種比準価額の計算式の改正ではないでしょうか。この計算方法が見直されるのは、実に28年ぶりのことで、次のように変更されています。

【改正前】

$$\frac{\text{類似業種平均} \times \text{配当} + \text{利益} \times 3 + \text{純資産} \times \text{斟酌率}}{\text{株 価}}$$

【改正後】

$$\frac{\text{類似業種平均} \times \text{配当} + \text{利益} \times 3 + \text{純資産} \times \text{斟酌率}}{\text{株 価}}$$

また、改正前は一律0.7だった斟酌率を、大会社0.7、中会社0.6、小会社0.5というように会社規模に応じてスライドさせる方式としています。

今回の改正により、利益が大きければ評価額も大きくなりますが、低収益であれば改正前に比べて評価額が小さくなります。



KIMIYO・I